

平成18年3月20日

株式事務担当責任者各位

全国証券取引所

株券電子化制度に関するリーフレットの株主あて送付に関するご協力のお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご高承のとおり、2004年6月9日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」が公布され、上場会社の株券は、2009年6月8日までの一定の日（具体的な実施日は政令で決定されます。）に一斉に電子化される（以下、「株券電子化制度」といいます。）こととなります。この株券電子化制度には、株主にとっては、株券の紛失や盗難リスクがなくなるほか、証券取引に係る手間や時間の短縮といったメリットが、また、上場会社にとっては、株券の発行等にかかるコストの削減等のメリットがある一方で、同制度へのスムーズな移行には、個人株主の所有する株式の本人名義への書換えや、証券保管振替機構への株券の預託の推進等が重要な課題となっています。

そこで、このたび、株券電子化制度についての周知・啓発を図り、もって同制度への円滑な移行に資するため、日本証券業協会 証券決済制度改革推進センターが中心となって、株主あてのリーフレットを作成いたしました（リーフレットの内容は別添のサンプルをご参照ください）。当該リーフレットは、本年3月1日から来年2月末までに到来する事業年度に係る株主総会の株主あて決議通知に同封していただくことを目的として作成されております。上場会社各社におかれましては、株券電子化制度の趣旨をご理解いただき、株主への株主総会決議通知の送付に際しましては、当該リーフレットを同封していただきますようお願い申し上げます。

今後、株主総会決議通知の同封物を確認される際には、株式事務代行機関とご相談いただき、当該リーフレットの同封にご協力くださいますよう、ご理解・ご協力の程、重ねてお願い申し上げます。

敬具

お問合せ先

- 株主総会決議通知へのリーフレットの同封について
株式事務を委託されている株式事務代行機関にご相談ください。
- 株券の電子化について
日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）
電話 03-3667-4500

■株券の電子化についてのお知らせ■

株券の電子化

が2009年6月までに実施[※]されます。

※具体的な実施日は政令で決定されます。

上場会社の株券は電子化後無効になり、株主の権利は電子的に証券会社等の金融機関の口座で管理されることになります。

株券をお手元（自宅、貸金庫等）にお持ちの場合は、必ずご確認ください。

お手元の株券はご本人名義になっていますか？

※ご家族の株券も
ご確認ください。

いいえ

名義書換をしてください。

ご本人以外の名義になっている場合は、

株主の権利を失うおそれがあります。

- 名義書換については、お取引のある証券会社または株主名簿管理人（名義書換代理人）にお問い合わせください。
- 証券会社を通じて証券保管振替制度をご利用いただくと、ご本人による名義書換手続が不要となります。

はい

ご本人の名義になっている場合は、

株主の権利に影響はありません。

ただし、株券の電子化実施後は、発行会社が開設する特別口座で管理されますがそのままでは株式の売買はできません。証券会社のご本人の口座に移す必要があります。

株券を証券会社にお預けの場合

株券を証券会社（証券保管振替機構）にお預けの場合は特段のお手続きは必要ありません。株主の権利は自動的に確保されます。また、これまでと同様に自由な売買が可能です。

詳しくは中面をご覧ください。

金融庁 法務省

日本経済団体連合会 全国株懇連合会 全国銀行協会 信託協会
日本証券業協会 全国証券取引所 証券保管振替機構

株券の電子化（株券ペーパーレス化）について

- 株券の取引等がより安全かつ迅速に行われることを目的として、2004年6月9日に「株券の電子化」（株券ペーパーレス化）に関する法律[※]が公布されました。

※株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

- 上場会社の株券は、公布日から5年以内（2009年6月まで）の政令で定める一定の日に、一斉に電子化（ペーパーレス化）され無効[※]となります。

※実施に際し、株券は無効となり回収されません。

- 株券をお手元にお持ちのまま、株券の電子化が実施された場合、株主の権利を保全するために発行会社が株主の口座（特別口座）を開設いたしますが、この口座は株式の流通（売買）を目的としていないため、売買をする場合には株主が別途証券会社に口座を開設し、株式を移す必要があります。

- 特別口座は株券の名義人の氏名で開設されますので、お手元にお持ちの株券がご本人名義でない場合には、株券の電子化の実施前までに名義書換が必要です。

※株券の電子化の実施日近くは、名義書換のお申込みで手続きが大変混雑することが予想されますので、お早めにご対応をお願いいたします。

「株券の電子化」に関するお問い合わせ・情報は

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）※

TEL 03-3667-4500 ホームページ <http://www.kessaicenter.com/>

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。

本内容は、2006（平成18）年5月時点の新会社法の施行を前提に作成しております。今後出される法律・政省令等により、内容が変更になる可能性がありますのでご留意下さい。
また、本リーフレットは株券の電子化についての周知を図ることを目的に作成したものであり、営業や投資勧誘等を目的としておりません。